

大口町告示第118号

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口市一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成19年大口市告示第96号）の一部を次のように改正する。

様式第1中

「

対象者		(ふりがな) 氏 名<自署又は記名押印>	生年月日
	夫	()	年 月 日生 (歳)
	妻	()	年 月 日生 (歳)
	住所(※1)	〒 —	
	住所(※2)	〒 —	
	加入医療保険(夫)	【種別】国保・組合国保・健保・共済・その他 ()	
	加入医療保険(妻)	【種別】国保・組合国保・健保・共済・その他 ()	

」を

「

対象者		(ふりがな) 氏 名<自署又は記名押印>	生年月日
	夫	()	年 月 日 (歳)
		個人番号	
	妻	()	年 月 日 (歳)
		個人番号	
	住所(※1)	〒 —	
	住所(※2)	〒 —	
加入医療保険(夫)	【種別】国保・組合国保・健保・共済・その他 ()		
加入医療保険(妻)	【種別】国保・組合国保・健保・共済・その他 ()		

」に

改め、「※3：振込先の金融機関に郵便局はご利用できません。」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。